**令和７年（フ）第５８号**
沖縄県名護市字宇茂佐1703番地101　オモルフィ名桜303号室
債務者　神谷　理帆
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

**令和８年（フ）第５６号**
沖縄県名護市字真喜屋405番地
債務者　喜瀬　太矢
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

**令和８年（フ）第５７号**
沖縄県国頭郡恩納村字名嘉真2288番地290　コスタペンション　203号
債務者　竹田　　守
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

**令和８年（フ）第５８号**
沖縄県国頭郡本部町字渡久地146番地１　コーポキャンディ201号
債務者　中野　市子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所名護支部

**令和８年（フ）第２３号**
沖縄県石垣市字平得12番地１　カンセイホーム平得３Ａ
債務者　宮良さつき
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
那覇地方裁判所石垣支部

**令和８年（フ）第２０７号**
福島県郡山市富久山町八山田字牛ケ池19番地の27、前住所東京都大田区東矢口三丁目31番４号　ラレース　Ａ　３号
債務者　滝口　椋麻
1　決定年月日時　令和８年９月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**令和８年（フ）第１０２号**
栃木県足利市小俣町1005番地２
債務者　渡邉　　仁
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和８年（フ）第１３８４号**
東京都東村山市本町１丁目15番地41アズロイヤル202
債務者　北島　克哉
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１３９０号**
東京都東村山市廻田町３丁目18番地廻田町３丁目アパート４―302
債務者　麻生　悦子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第１４０４号**
東京都西多摩郡瑞穂町大字高根74番地７
債務者　剱持　徳子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**令和８年（フ）第４２号**
佐賀県唐津市和多田本村７番74号　吉田アパート２階左
債務者　中尾　　真
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和８年（フ）第６５号**
佐賀県唐津市鏡新開73番地　ムーンリバーＡ103号、前住所佐賀県唐津市町田３丁目12番19号
債務者　天本　協江
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**令和８年（フ）第１０３２号**
千葉県市原市諏訪２丁目３番地50
債務者　成田　健多
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３３２号**
千葉市中央区星久喜町891番地５　プラスパー星久喜205号
債務者　大山　博之
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第１３４０号**
千葉県市川市宮久保３丁目28番19号　（メゾンロワイヤルＡ101号）
債務者　黒沼　英子こと　金　　英子
1　決定年月日時　令和８年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**令和８年（フ）第７６６号**
神戸市北区北五葉７丁目１番11―503号
債務者　中島　力也
1　決定年月日時　令和８年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**令和８年（フ）第７１号**
青森県つがる市木造吹原若草１番地２
債務者　大澤　恵子
1　決定年月日時　令和８年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係